

第123回 定時株主総会招集ご通知

日時

2026年6月26日(金曜日) 午前10時

場所

浜離宮三井ビルディング 2階

東京都中央区築地5丁目6番4号

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議決権行使期限 2026年6月25日(木曜日) 午後5時まで

目次

第123回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

株式会社三井E&S

証券コード 7003

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び
社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付
株式の割当てのための報酬決定の件

株主の皆様へ



平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

当期におきましては、豊富な手持ち工事を着実に進捗させた結果、売上高及び営業利益ともに3年連続の増加を達成いたしました。

当社は、ローリング方式の中期経営計画のもと、事業環境の変化に柔軟に対応しながら持続的な成長を目指しております。当期業績は、昨年策定した「三井E&S Rolling Vision 2025」の計画を上回る結果となりました。さらに企業価値の向上を目指して策定した「三井E&S Rolling Vision 2026」では、「マーケティング」と「イノベーション」を成長の軸とし、中核事業である船用推進システム事業及び物流システム事業のさらなる強化と、新規事業の拡大に取り組んでまいります。

また、多様な人材が育ち、活躍・挑戦できる組織風土の実現に向け、人的資本経営の強化にも注力してまいります。

今後も、当社のマテリアリティである「脱炭素社会の実現」及び「人口縮小社会の課題解決」への貢献を通じて、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役社長CEO

島橋 安之

経営コンセプト

Engineering & Services for Evolution & Sustainability



株主各位

東京都中央区築地5丁目6番4号
株式会社三井E&S
代表取締役社長 高橋岳之

第123回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第123回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト「第123回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.mes.co.jp/ir/stock/meeting/>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7003/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三井E&S」又は「コード」に当社証券コード「7003」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、[2026年6月25日（木曜日）午後5時まで](#)に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 浜離宮三井ビルディング 2階
東京都中央区築地5丁目6番4号
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第123期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を省略しております。
- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- なお、上記省略した事項は、各ウェブサイト上に「第123回定時株主総会招集ご通知（交付書面省略事項）」として掲載しております。
- ◎ 本総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト ▶▶▶▶ <https://www.mes.co.jp/>

議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される方



会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙をご持参ください



株主総会開催日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時

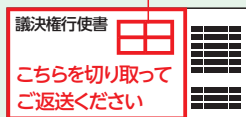
株主総会にご出席されない方



郵送によるご提出

書面（議決権行使書用紙）に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

議案の賛否をご記入ください



こちらを切り取ってご返送ください

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

株主総会ポータル

<https://www.soukai-portal.net>

詳細は次頁をご覧ください

行使期限

2026年6月25日（木曜日）
午後5時受付分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 000000000 議決権行使期間 000000000000

株式会社三井E&S 御中

議決権行使書用紙の裏面に記載されている各議案について、賛成（賛）か反対（否）かを○印で記入してください。

2026年6月 日

00000000

株式会社 三井E&S

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

0355000000000100200 K11-0000001#

議決権行使書用紙の裏面に記載されている各議案について、賛成（賛）か反対（否）かを○印で記入してください。

株式会社三井E&S

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

〔第1号議案、第3号議案～第5号議案〕

- ・ 賛成の場合 「賛」の欄に○印
- ・ 反対の場合 「否」の欄に○印

〔第2号議案〕

- ・ 全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
- ・ 全員反対の場合 「否」の欄に○印
- ・ 一部の候補者に反対の場合 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※「スマート行使®」に必要なQRコードが記載されております。なお、ウェブサイトにて議決権を行使する場合には、裏面に記載されている「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

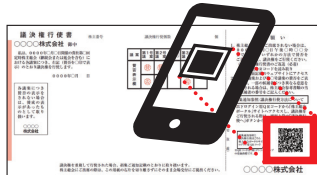
- (1) 議案につきましては、賛否の表示がなされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年6月25日（木曜日）午後5時まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループは、事業発展のための設備投資、研究開発投資及び財務基盤を強化するための株主資本の充実を総合的に勘案しつつ、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを利益配分の基本方針としております。

当期は、安定的な収益基盤の構築と中長期的な企業価値向上を目的として、中核事業への投資に加え、将来の成長を見据えた成長投資を継続するとともに、資本効率及び財務健全性を重視した経営を推進してまいりました。加えて、株主の皆様への利益還元機会を充実させる観点から中間配当を再開いたしました。

このような状況を踏まえ、「三井E&S Rolling Vision 2025」で示す配当性向15%の方針の下、当期の業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、中間配当（1株につき15円）を含めた年間配当金を57円といたします。これに伴い、当期の期末配当につきましては、1株につき42円とさせていただきたいと存じます。

今後も段階的な増配の継続に向けて成長戦略の遂行に注力し、企業価値を向上させ、株主・投資家の皆様の期待に応えてまいります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金42.00円
配当総額 4,237,912,770円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	2025年度取締役会出席状況
1	たかはし たけゆき 高橋 岳之	男性	代表取締役社長 CEO、CCO、全般統括、監査室、調達部及び成長事業推進事業部担当	再任	18回／18回 (100%)
2	まつむら たけつね 松村 竹実	男性	代表取締役副社長 CFO、CIO、社長補佐、コーポレート部門担当	再任	18回／18回 (100%)
3	たなか いちろう 田中 一郎	男性	取締役 社長補佐、船用推進システム事業部及び物流システム事業部担当	再任	18回／18回 (100%)

再任 再任取締役候補者

- (注) 1. CEO：最高経営責任者（Chief Executive Officer）
 2. CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）
 3. CFO：財務統括責任者（Chief Financial Officer）
 4. CIO：情報統括責任者（Chief Information Officer）
 5. コーポレート部門：経営企画部、経理部、財務部、人事部、法務部及び秘書室

候補者番号

1

たか 橋 たけ 岳 之

高橋 岳之

(1964年10月9日生)

男性

再任



所有する当社の株式数
7,600株
取締役在任期間
6年
取締役会出席状況
18回/18回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2007年10月 鉄構・物流事業本部運搬機システム営業部長
2012年 6月 機械・システム事業本部運搬機システム営業部長
2015年 9月 経営企画部主管
2015年10月 経営企画部グローバル戦略室長
2016年10月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 2月 機械・システム事業本部事業本部長補佐
2018年 4月 株式会社三井E&Sマナリー執行役員
2019年 4月 同社代表取締役社長
2019年 6月 当社取締役
2020年 6月 取締役退任

2021年 3月 三井海洋開発株式会社取締役
2021年 4月 当社成長事業推進室長兼人事総務部長
2021年 6月 取締役、CCO (現任)
監査法務部及び人事総務部担当
2021年11月 三井海洋開発株式会社社外取締役
2022年 4月 当社代表取締役社長、CEO、全船船長 (現任)
成長事業推進室担当
2023年 4月 事業部門担当
2024年 6月 調達部及び成長事業推進事業部担当 (現任)
2024年 7月 監査室担当 (現任)

取締役候補者とした理由

高橋岳之氏は、運搬機における国際的な営業経験を通じて培った高いマーケティング能力を有しております。また、株式会社三井E&Sマナリー代表取締役社長として事業戦略を策定・遂行し、2022年4月から当社代表取締役社長として当社の持続的成長を実現させるなど優れた経営能力を有しております。今後の成長戦略遂行及びビジネスモデル変革を加速させるために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

まつ 村 たけ つね

松村 竹実

(1967年5月25日生)

男性

再任



所有する当社の株式数
4,500株
取締役在任期間
6年
取締役会出席状況
18回/18回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社
2013年12月 東京大学博士号 (環境学) 取得
2015年 4月 船舶・艦艇事業本部基本設計部長
2018年 2月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 3月 三井海洋開発株式会社取締役
2019年 3月 当社経営企画部長
2020年 6月 取締役 (現任)
CISO、経営企画部担当

2022年 4月 代表取締役副社長、社長補佐 (現任)
CSO、エンジニアリング事業管理室及び人事総務部担当
2023年 4月 CFO、CIO (現任)
経理部、財務部及び調達部担当
2024年 7月 法務室担当
2026年 4月 コーポレート部門担当 (現任)

取締役候補者とした理由

松村竹実氏は、船舶の設計業務の経験を通じて培った海洋技術分野における卓越した見識及び設計分野における博士 (環境学) としての専門的知見を有しております。そして、経営企画部長、取締役としてM&Aを含めた当社グループの事業再生計画を完遂し、2022年4月から代表取締役副社長として「三井E&S Rolling Vision」(中期経営計画)の進化を担うなど、優れた経営能力を有しております。財務戦略及び人材戦略とつなぐ人的資本経営を推進し、当社の経営基盤を更に強化するために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 3

た な か い ち ろ う
田 中 一 郎

(1961年11月25日生)

男性

再任



略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2019年 4月	同社取締役執行役員、CTO、ディーゼル事業部長
2011年 1月	機械・システム事業本部機械工場技術開発部長	2021年 4月	同社代表取締役社長、CEO、CTO
2013年11月	機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長	2023年 4月	当社執行役員 成長事業推進事業部長
2016年 4月	理事、機械・システム事業本部企画管理部長	2023年 6月	取締役、社長補佐（現任） 調達部及び事業部門担当
2018年 4月	株式会社三井E&Sマシナリー取締役執行役員、ディーゼル事業部長、戦略企画室長	2024年 6月	船用推進システム事業部及び物流システム事業部担当（現任）

所有する当社の株式数
5,700株
取締役在任期間
3年
取締役会出席状況
18回/18回
(100%)

取締役候補者とした理由

田中一郎氏は、ディーゼル機関の開発及び設計業務の経験を通じて培った船用推進システム事業における卓越した見識を有しております。また、株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長及び当社取締役として、当社の中核事業の発展を主導するなど、優れた経営能力を有しております。脱炭素化の加速及び新規市場展開など、中核事業の更なる成長のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期中中に当該保険契約について更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役三輪美恵氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

み わ み え
三輪 美恵

(1965年11月5日生)

女性

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
400株

社外取締役在任期間
2年

監査等委員である取締役
在任期間
2年

取締役会出席状況
18回/18回

(100%)

監査等委員会出席状況
14回/14回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1989年 4月 東日本旅客鉄道株式会社入社
2008年 6月 東京駅副ビル開発株式会社取締役マーケティング開発部長
2009年 4月 株式会社アトレ取締役マーケティング開発部長
2012年 6月 東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部ショッピング・オフィス事業推進部門部長
2013年 6月 同社事業創造本部事業推進部門部長
2015年 6月 株式会社アトレ常務取締役成長戦略室長
2017年12月 東日本旅客鉄道株式会社執行役員事業創造本部地域活性化部門部長

2018年 6月 同社執行役員事業創造本部新事業・地域活性化部門部長兼品川まちづくり部門部長
2020年 6月 同社執行役員事業創造本部新事業創造部門部長
2021年 5月 セントラル警備保障株式会社社外監査役
2022年 6月 株式会社JTB常務執行役員地域交流担当、CX推進担当(現任)
2024年 6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)
2025年 6月 しなの鉄道株式会社社外取締役(現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三輪美恵氏は、長年、大手鉄道会社において国内外の商業施設の開発・運営や新規事業開発等に従事した後、大手旅行会社の地域交流及びCX(顧客価値創造)担当の執行役員を務めており、マーケティング、サステナビリティ及び企業経営全般に関する豊富な知識と実績を有しております。独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくとともに、客観的な見地に基づき適切な監査をしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。

重要な兼職の状況

株式会社JTB常務執行役員

独立性に関する事項

三輪美恵氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外取締役の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。同氏が過去において業務執行者であった東日本旅客鉄道株式会社との間には、点検業務の受託等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上はなく、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、三輪美恵氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期中に当該保険契約について更新を予定しております。

<ご参考1>各取締役特に期待するスキル・専門的分野

当社は、取締役候補者を選定・決定するにあたり、当社グループの事業及び経営管理に精通した一定数の社内取締役を確保しつつ、多様性についての時代の要請にかなうべく、他の業態において豊富な経験を有する社外取締役に招聘することにより、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するように努めております。

当社では、取締役に対して特に期待するスキル・専門的分野を以下8項目としております。

- (1) 企業経営 (2) 国際経験 (3) 財務・M&A (4) 法務・監査
 (5) マーケティング (6) 技術・IT (7) 人材育成 (8) 気候・環境

第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決された場合、本総会後の各取締役に特に期待するスキル・専門的分野を可視化したスキル・マトリックスは、下表のとおりとなります。なお、本スキル・マトリックスは、個々の取締役に全てのスキルを求めるものではなく、取締役会全体として必要な知見を備えているかどうかを示すとともに、各取締役が該当分野について取締役会で十分な議論を行う背景を有していることを示すものです。

氏名	企業経営	国際経験	財務・M&A	法務・監査	マーケティング	技術・IT	人材育成	気候・環境	保有資格
高橋 岳之	●	●		●	●		●		
松村 竹実	●	●	●			●	●	●	博士号 (環境学)
田中 一郎	●	●			●	●		●	
塩見 裕一	●		●	●					
川崎 弘一	●	●				●	●		
三輪 美恵	●	●		●	●		●		
ウォン ライヨン	●	●					●	●	博士号 (経営学)

各取締役のスキル項目の該当性は、以下の要素を踏まえ、経営経験、実務経験、専門知識及び公的資格等を総合的に考慮して判断しております。

(1) 企業経営

上場企業グループ又はこれに準ずる企業において、取締役又は執行役員として経営に参画した経験を有し、全社的な意思決定や企業価値向上に関する議論に携わった実績があること。

(2) 国際経験

海外事業、海外子会社経営、国際プロジェクト又は国際的な取引・提携等に従事し、海外の経営層・顧客・取引先・当局等と直接議論・交渉を行い、経営上・取引上の意思決定や監督に関与した経験があること。

(3) 財務・M&A

財務・経理に関する業務に従事した経験又は関連する専門資格を有し、加えて企業の買収・売却、資本政策、投資判断等に関する案件に主体的に関与した経験があること。

(4) 法務・監査

法務若しくは監査に関する専門知識や資格を有し、又は法務・監査業務、内部統制、リスク管理等に関する実務や監督に携わった経験があること。

(5) マーケティング

商品企画、営業、事業開発等の分野において実務経験を有し、市場動向や顧客価値を踏まえた製品・サービス戦略や事業成長に関する議論に貢献できること。

(6) 技術・IT

理学、工学、情報技術等に関する専門知識や資格を有し、研究開発、設計、生産技術、IT・デジタル領域等において、それらに深く関わる業務に従事した経験があること。

(7) 人材育成

人事制度の策定及び運用に深く関与した経験を有し、人材育成、評価・給与、労務管理等に関する業務に従事し、又は各種組合との交渉や協議に関与した経験があること。

(8) 気候・環境

気候変動や環境分野に関する専門知識又は資格を有し、環境対応、脱炭素、サステナビリティに関する施策の立案・推進又はそれらに関する経営上の意思決定に関与した経験があること。

<ご参考2> 当社取締役の指名に関する方針

取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名委員会を設置し、同委員会が取締役会の諮問に応じて、取締役の選任基準及び人事案の討議・答申を行います。さらに、同委員会は監査等委員である取締役候補者が監査等委員に求められる要件に合致しているかの確認を行います。代表取締役社長は、以上の答申及び確認を経た後、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任議案については取締役会に付議し、監査等委員である取締役候補者の選任議案については監査等委員会の同意を得た上で、取締役会に付議します。指名委員会は、取締役会が任命する独立社外取締役2名以上及び社内取締役2名の計4名以上を構成員とし、取締役会が定める独立社外取締役1名を委員長としています。

<ご参考3> 社外取締役の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外取締役の独立性基準」の要件に抵触する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外取締役の独立性基準（2024年2月29日改定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下、当社グループ）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間において①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

第4号議案及び第5号議案に共通するご参考事項

取締役報酬制度の見直しの概要

当社は、企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進すること等を目的として、取締役の報酬制度を見直すことといたしました。

当社の現行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、全て金銭報酬であり、固定報酬のほか、インセンティブ報酬としての短期の業績に連動する利益連動報酬及び株価連動報酬から構成されております。

このうち取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の限度額については、2023年6月28日開催の第120回定時株主総会において、年額320百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする決議をいただいております。

当社は2024年度より、毎年更新しながら成長し続ける姿を描くローリング方式による中期経営計画「三井E&S Rolling Vision」を策定し、その実現に向けた取り組みを進めております。

今回の見直しは、この「Rolling Vision」で掲げる数値目標の達成に向け、業績向上へのインセンティブをより明確にすることを目的としております。

具体的には、インセンティブ報酬のうち、短期インセンティブである利益連動報酬についてKPI（ROIC）の水準を引き上げ、業績向上に対するインセンティブ効果を高めることとしました。

また、中長期的な企業価値向上及び株主の皆様との価値共有を一層促進するため、従来の金銭報酬としての株価連動報酬に代えて、新たなインセンティブ報酬として譲渡制限付株式報酬制度を導入することといたしました。

これに伴い、取締役報酬の枠組みについては、金銭報酬と株式報酬とを明確に区分することとし、金銭報酬の上限額については第4号議案として、株式報酬については第5号議案として、それぞれ株主の皆様にお諮りするものであります。

取締役報酬制度の全体概要

第4号議案及び第5号議案が原案どおり承認された場合、業務執行取締役の報酬構成は、概ね以下のとおりとなります。報酬構成は、現行と比較し、インセンティブ報酬の比率を上げ、固定報酬は約50%、短期業績連動の利益連動報酬は約30%、中長期インセンティブとして導入する株式報酬は約20%を目安とし、役位の上位者になるほど利益連動報酬の比率が高まる構成となります。

また、インセンティブ報酬の対象者は、従来どおり監査等委員でない業務執行取締役に限定します。

<取締役報酬構成イメージ図>

1. 現行 (利益連動報酬標準時 KPI ROIC 5%)

固定報酬 (月例報酬×12カ月)	利益連動報酬	株価連動報酬
← 約70% →	← 約20% →	← 約10% →

- ・利益連動報酬はROIC 5%時を100%としてROIC数値により0~200%変動 (上限ROIC 9%)

2. 報酬制度見直し後 (利益連動報酬標準時 KPI ROIC 8%)

固定報酬 (月例報酬×12カ月)	利益連動報酬	株式報酬 譲渡制限付株式
← 約50% →	← 約30% →	← 約20% →

- ・利益連動報酬はROIC 8%時を100%としてROIC数値により0~200%変動 (上限ROIC 15%)

注：上記は取締役報酬の構成をわかりやすくお伝えするためのイメージ図であり、それぞれの記載の幅は各報酬の金額規模を示唆しているものではありません。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、2023年6月28日開催の第120回定時株主総会において、報酬限度額を年額320百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、今般、当社の企業価値の持続的な向上及び中期経営計画「三井E&S Rolling Vision」の達成に向け、取締役の業績向上へのインセンティブをより明確なものにすることを目的の一つとして報酬制度の見直しを行うこととしたことから、その内容及び今後の経営体制等を総合的に勘案し、報酬限度額を年額430百万円（うち社外取締役分は年額12百万円）と改めさせていただきます。

当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

また、本議案の取締役の報酬額には、第5号議案の譲渡制限付株式報酬は含まないものといたします。

本議案については、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める報酬委員会における審議を経て取締役会で決定したものであり、当社の事業規模、他社の報酬水準、対象となる取締役の員数等に照らしても必要かつ合理的な内容となっており、企業価値向上の観点からも相当であると判断しております。

また、当社は、本議案及び第5号議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を21頁に記載のとおり変更する予定であり、本議案の内容は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の付与のために必要かつ相当であると判断しております。

現在の取締役の員数は3名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、対象となる取締役の員数に変更はありません。

なお、従来の株価連動報酬の概要は事業報告3. 2. イ「当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針」に記載のとおりですが、譲渡制限付株式報酬は、従来の株価連動報酬に代えて導入するものであり、本総会終了後は、株価連動報酬の報酬基礎額の新たな積み立ては行いません。本総会終了までの在任期間に報酬基礎額が積み立てられた株価連動報酬のうち未払い分については、既に行われた取締役の職務執行の対価であることから、本議案でご承認いただく金銭報酬の枠内において支払いをする予定です。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2023年6月28日開催の第120回定時株主総会において、報酬限度額を年額320百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

当社は、本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）の報酬等を見直し、金銭報酬である株価連動報酬に代わる長期インセンティブ報酬として、対象取締役に、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を付与することとしたいと存じます。

具体的には、上記の目的、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、相当と考えられる金額及び株式数として、対象取締役に對して譲渡制限付株式報酬を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を年額68百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、付与する株式数の上限を年16,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と設定させていただきたいと存じます。

また、各対象取締役に對する具体的な配分については、報酬委員会の審議・答申を経た上で、取締役会において決定することといたします。

本議案に基づき対象取締役に對して付与される譲渡制限付株式の概要は、後記の〈譲渡制限付株式の概要〉のとおりです。

本議案については、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める報酬委員会における審議を経て取締役会で決定したものであり、当社の事業規模、他社の報酬水準、対象となる取締役の員数等に照らしても必要かつ合理的な内容となっており、1年間に對対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.016%（10年間にわたり、当該上限となる株式数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.16%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、本議案による報酬枠は、第4号議案にてご承認をお願いしております金銭報酬等に係る報酬枠とは別枠として設定するものです。

また、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、対象取締役の員数に変更はございません。

<譲渡制限付株式の概要>

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年16,000株（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）以内といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎とする等して当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定される金額とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとしてします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）の発行又は処分に係る当社の取締役会決議の直前の定時株主総会の日から、譲渡制限期間の開始日以降最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの間（以下「役務提供期間」という。）継続して、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれかの地位にあったことを条件として、原則として譲渡制限期間が満了した時点をもって、対象取締役が有する本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限期間が満了した時点をもって、退任時期に応じて合理的に調整した数の本割当株式につき譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間が満了する前に当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）その他当社の取締役会が定める地位のいずれの地位からも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、その時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

そのほか、対象取締役が、譲渡制限期間中に法令又は当社の内部規程に重要な点で違反をしたと当社が認めた場合、拘禁刑以上の刑に処せられた場合、その他これらに準ずる事由として当社の取締役会が認める事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間等の諸般の事情を踏まえて合理的に定める数（ゼロを含む。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか当社の取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

<ご参考4>第4号議案及び第5号議案をご承認いただくことを条件として変更を予定する
「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」

1. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本項目において「対象取締役」という。）の報酬

(1) 基本方針

- ・対象取締役の報酬は、当社グループの持続的成長及び企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主との価値共有に資する体系とする。
- ・報酬制度及び報酬決定方針の決定過程においては、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を務める報酬委員会にて審議・答申を行い、取締役会は当該答申を経て決定することにより、客観性と透明性を確保する。
- ・報酬の水準及び構成比率については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準、並びに当社従業員の給与水準を踏まえ、定期的に報酬委員会において妥当性を検証する。

(2) 報酬の構成及び構成比率

- ・対象取締役の報酬は、固定報酬としての月例報酬（金銭報酬）、年度業績と連動する短期インセンティブとしての利益連動報酬（金銭報酬）、並びに株主との価値共有を通じて中長期的な企業価値向上に貢献する意識を高める中長期インセンティブとしての株式報酬により構成する。
- ・報酬の構成比率は、標準業績時に概ね、①固定報酬：50%、②利益連動報酬：30%、③株式報酬：20%となるよう設定する。また、上位役位ほど業績連動性を高める。

(3) 報酬体系の概要

①月例報酬

対象取締役の月例報酬は、固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績及び従業員給与水準等を考慮のうえ、総合的に勘案して決定された基準月俸を毎月支給する。

②利益連動報酬

利益連動報酬は、月例報酬の12カ月分に対し、各事業年度の連結投下資本利益率（ROIC）の実績に応じて0～100%の範囲で変動する支給率を乗じ、さらに役位に応じて1.0～1.2の範囲で設定する役員係数を反映した次の算式により算出される金額を、毎年一定の時期に金銭報酬として支給する。

$(\text{月例報酬} \times 12\text{カ月}) \times \text{ROICに} \text{応じた支給率} \times \text{役員係数}$

③株式報酬

- ・事前交付型の譲渡制限付株式報酬とし、毎年一定の時期に、役員ごとの役割及び責務に応じた金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の払込みと引き換えに当社株式を交付する。
- ・当該株式の譲渡制限解除時期は、原則として取締役退任時とする。
- ・譲渡制限期間中に対象取締役に帰責性のある事由等が生じ、当社が当該株式を無償取得することが相当であると判断した場合には、当社は当該株式を無償で取得する。

(4) 取締役の個人別の報酬等内容の決定

対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬内容については、独立社外取締役が過半数を占め、かつ、委員長を務める報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会において決定する。

2. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

その職責に鑑み、業績連動を伴わない固定報酬としての月例報酬のみとするほかは、上記1と同様とする。

以 上

(メモ欄)

■ 当社HPのご案内

当社ホームページでは、IR情報、中期経営計画、サステナビリティへの取り組みを掲載しておりますのでご覧ください。

スマートフォンからでもご覧いただけます。

 <https://www.mes.co.jp/>



■ 単元未満株式

買取・買増請求制度のご案内

買取請求

100株未満の株式を、当社に対して**市場価格で売却**できる制度です。

<例> 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{当社に市場価格で売却}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{当社に市場価格で売却}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{¥}} \\
 \text{現金化}
 \end{array}$$

買増請求

100株(単元株式)に不足する数の株式を、当社から**市場価格で買い増し**、**単元株に**することができる制度です。

<例> 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{40株を当社から市場価格で購入}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \boxed{40\text{株}} \\
 \text{40株を当社から市場価格で購入}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \boxed{100\text{株}} \\
 \text{単元株式 (100株)}
 \end{array}$$

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月開催
同総会の議決権の基準日	毎年3月31日
期末配当の基準日	毎年3月31日
中間配当の基準日	毎年9月30日
公告方法	電子公告 (https://www.mes.co.jp/) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載します。
1単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

郵送物ご送付先・電話お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

株主総会会場ご案内図詳細(地下ルート)



- ① 汐留方面出口(地下)より「都営地下鉄新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- ② 「PLAZA」を見ながらシオサイト地下道を直進。
- ③ カレッタ汐留ゲートC右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- ④ エスカレーターを昇ったら、右手の自動ドアから屋外の階段に出る(左手にはスターボックス)。
- ⑤ 階段を上ったら環状2号線沿いに進み、首都高速下の交差点へ。
- ⑥ 首都高速下の横断歩道をベルサール汐留側に渡り、右折。
- ⑦ 浜離宮側に再度横断歩道を渡り、左折して新大橋通り沿いに進む。

株主総会会場ご案内図



株式会社三井 E&S
(浜離宮三井ビルディング)

株式会社三井 E&S
(浜離宮三井ビルディング)

会場

東京都中央区築地5丁目6番4号
浜離宮三井ビルディング 2階

※受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。
※駐車場・駐輪場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。

交通

JR線・銀座線
都営浅草線 **「新橋」駅** —— 徒歩15分

※汐留方面出口(地下)よりシオサイト地下道を直進、カレッタ汐留(電通本社ビル)から地上へ出て(詳細は前頁)首都高速下横断歩道を渡り右折。新大橋通り沿いに進む。

都営大江戸線 **「汐留」駅** —— 新橋駅方面改札より徒歩5分

都営大江戸線 **「築地市場」駅** - **A1** 又は **A2** 出口より徒歩5分

日比谷線 **「築地」駅** —— 築地本願寺方面改札 **1番** 又は **2番** 出口より徒歩12分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。